

IDEXXサプライヤー行動規範

はじめに

IDEXXが企業としての成功を持続させるためには、信用、誠実さ、信頼関係が重要だと私たちは認識しています。これらの原則は、IDEXXのコアバリューの一部です。私たちは、これらの原則を守ることによってステークホルダーの皆様の期待に応えることができます。この行動規範は、当社のサプライチェーンに関するポリシー、手順およびガイドラインの基礎として、企業行動に関する最低限の要求事項を定めたものです。IDEXXは、サプライヤーが社会的、環境的に責任ある方法で事業活動を行うことを期待します。

この行動規範は、国際労働機関（ILO: International Labour Organization）の中核的労働基準、国連（UN: United Nations）の「ビジネスと人権に関する指導原則」、およびその他の業界ベストプラクティスに基づいて策定されました。

私たちは、サプライヤーがこの行動規範をしっかりと理解することを要望します。この行動規範をよくお読みください。この行動規範に違反した場合、サプライヤーとIDEXXの取引関係は危うくなり、最悪の場合、終了する可能性があります。IDEXXは、サプライヤーがこの行動規範を遵守しているかどうかを監査し、サプライヤーに是正措置の実施を要求する権利を留保します。

サプライヤーは、IDEXXの他の契約、ポリシーまたは手順に記載される追加的な要求事項に従う必要があります。

適用範囲

この行動規範に示される規定は、IDEXXのサプライヤーに求められる最低限の基準を定めたものです。この行動規範は、当社のサプライチェーンビジネスパートナーとその社会・環境コンプライアンスの実践を継続的に評価するための基礎となります。サプライヤーがこの行動規範の基準を超えることを推奨します。さらに、国際的なベストプラクティス、業界のベストプラクティスが進化し続ける中、IDEXXは、サプライヤーが社会・環境コンプライアンスプログラムの一環としてこれらの規範を考慮に入れることを期待します。サプライヤーは、この行動規範の原則を守るよう、皆様のサプライヤーにも働きかけてください。IDEXXは、下記の基準のいくつかは、達成までの過程が静的ではなく、動的なプロセスであると理解しています。そのような理由で、私たちは職場環境の継続的改善をサプライヤーに働きかけています。

行動規範の指針

法令遵守

IDEXXは、すべてのサプライヤーおよびその指定製造施設が、適用されるすべての国および地方自治体の法律および規制を完全に遵守することを望みます。さらに、IDEXX独自の行動規範およびポリシーが、適用される法的要求事項より厳格な場合には、当社の行動規範およびポリシーに従わなければなりません。これらの法律およびポリシーには、労働、移民、健康・安全、および環境に関する規程が含まれますが、これらに限定されません。

採用および雇用慣行

雇用契約

IDEXXは、移民労働者を含むすべての労働者が、彼らの権利、責任および雇用条件を母国語で明確に記載した書面による雇用契約が提供されることを望みます。さらに、契約書には、賃金、福利厚生、労働時間、作業関連の危険の場所、生活/住居の条件、およびその他の雇用条件に関して、明確かつ完全な情報が記載されていなければなりません。

従業員の意識向上および研修

IDEXXは、サプライヤーが採用時に全従業員に自身の権利と責任を認識させることを期待します。これは、新入社員オリエンテーション等の研修プログラムを通じて行うことが可能です。

児童・年少労働

IDEXXは、すべてのサプライヤーに対し、採用時の年齢確認制度を実施することを求めます。以下の事項を考慮に入れた上で、高いほうの年齢を遵守しなければなりません。

- ・ 児童は14歳以上、または、
- ・ 契約の全部もしくは一部が履行される国もしくは国々の法律により雇用が認められている最低年齢以上、または、
- ・ その国もしくは国々の義務教育修了年齢以上でなければなりません。

また、サプライヤーは、18歳未満の若年/年少労働者を、彼らの健康、安全または発達に危険を及ぼすおそれのある労働条件から確実に保護するために、あらゆる適切な予防措置を講じるものとします。予防措置には、夜間作業、危険と考えられる職務等の制限が含まれます。サプライヤーは、若年/年少労働者全員について、許可/健康診断記録等の必要な承認を取得し、保持し、適切な最低賃金、時間外手当、および法的に認められた賞与を支給するものとします。

労働時間

IDEXXは、いかなる労働者も国内法で認められた労働時間を超える就労を要求されないことを望みます。国内法に定めがない場合、通常の労働時間は1日につき8時間、1週間につき48時間を超えないものとします。時間外労働の場合、総労働時間は1週間につき60時間を超えないものとします。すべての時間外労働は、法的に認められた労働協約に含まれる場合を除き、純粋に自発的でなければなりません。

労務の再委託

各サプライヤーは、すべての再委託をIDEXXに書面で開示しなければなりません。サプライヤーは可能な限り、労働者を直接雇用する必要があります。従業員の再委託が必要な場合、サプライヤーは、再委託業務に携わる労働機関が合法的に運営されていること、操業国の管轄当局の認定または免許を取得していること、および従業員に採用手数料を請求しないことを保証するものとします。

採用手数料

IDEXXは、直接的か間接的かを問わず、また、全額か一部かを問わず、いかなる種類の採用手数料をも労働者に請求することを禁じています。移民労働者の場合は、受入国への渡航費、元の所在国での仕事に関する公的書類および就労ビザの手続きにかかる費用もこれに含まれます。

報酬および福利厚生

IDEXXは、すべての労働者に少なくとも国内法で定められた最低賃金を支給し、有給休暇および祝祭日等の法律が定めるすべての福利厚生を提供することを求めます。賃金は、適用される法律に従って一定の間隔で、労働者に対して直接支給されるものとします。賃金支給は延期、繰延または保留しないものとします。サプライヤーは同時に、しかるべき給与明細書を労働者に必ず提供し、かかる支給の記録を保存するものとします。

IDEXXは、賃金の約束額、支給、前払いおよび貸付に関していかなるごまかしも認めません。賃金からの控除、前払い、および貸付は、適用される法律、規制または団体協約が定める条件および範囲においてのみ認められます。サプライヤーは、毎回の支給時にこれらの控除を労働者本人に通知すべきです。

さらに、いかなる労働者も、雇用の獲得もしくは維持の条件として、または個人用防護具（PPE: Personal Protective Equipment）購入等のその他の目的のために、種類を問わず金銭の預託を要求されないものとします。

労働者の処遇

労働者の懲戒

IDEXXIは、サプライヤーが、尊厳と敬意をもって全従業員を処遇し、あらゆる種類の過酷な処遇、または非人道的な処遇が行われない職場環境を維持することを期待します。懲戒のポリシーと手続きは明確に定められ、すべての労働者に伝達されるべきです。また、サプライヤーの施設が、体罰、精神的または身体的な強制、労働者への暴言のような非人道的懲戒処分を行うことは認められません。労働者に対する身体的暴力または性的暴力、嫌がらせ、および脅しは厳しく禁じられるべきです。結果として賃金の控除、福利厚生縮小、または強制労働が生じるような制裁を懲戒手続きに取り入れることは認められません。

差別

IDEXXIは、サプライヤーの全従業員が、性別、年齢、肌の色、信条、ジェンダー、人種、宗教、妊娠（出産、授乳または関連する医学的状態を含む）、性自認またはジェンダー表現、性的嗜好、配偶者の有無、HIVの有無、家系、国籍、市民権の有無、退役軍人の地位、軍人の地位、身体的または精神的な障害/医学的状態、遺伝的情報、または適用法で保護されているその他の特性やカテゴリに関係なく、公正に扱われることを求めています。

人身売買および強制労働

IDEXXIは、下請負業者、サプライヤーおよび代理店に関する全業務において人身売買を厳しく禁じています。労働者は、形態を問わず、強制労働、拘束労働、債務労働または年季奉公を科されないものとし、すべての労働者は自発的に就労しなければなりません。また、妥当な通知を行った上で、いつでも自身の雇用を終了する自由を与えられるものとし、労働者の労働許可証、パスポート等の身分証明書または出入国書類を没収すること、破棄すること、使用させないこと、または本人による所持を拒絶することは厳しく禁じられます。

移動の自由

IDEXXIは、いかなる状況下においても、労働者の移動の自由を制限しないことを求めます。また、職場、または雇用主もしくは求人企業が運営する住宅等の関連施設に労働者を物理的に閉じ込めてはなりません。

結社および団体交渉の自由

従業員は、組合を結成し、自らの利益を守り、団体交渉を行う自由を与えられなければなりません。サプライヤーは、労働者が自身の選択のもとで労働組合を結成し、これに加入すること、および労働組合活動を行うことを認めなければなりません。

苦情処理メカニズム

IDEXXIは、すべての労働者が偏見を持たれたり、報復を受けたりすることなく、個人または集団で苦情を申し立てることができるように、秘密が保持される有効な苦情処理手続きをサプライヤーおよびその施設が設けることを期待します。苦情処理手続きには、苦情の解決方法に同意できない労働者のための不服申立て手続きが含まれるものとし、苦情処理システムは、労働者の母国語で利用できなければなりません。また、匿名で苦情を申し立てることができなければなりません。

職場、寮および食堂の安全衛生

IDEXXIは、施設、寮および食堂が労働条件に関して適用されるすべての法律および規制に適合すること、また、サプライヤーが適切な暖房・空調・換気システム、適度なパーソナルスペース、救急用品、および非常口を含む安全で健康的な環境を労働者に提供することを求めます。安全要求事項には、機械、設備、職業上の危険、建物、火災、自然災害、化学物質・物理的物質・生物学的物質に由来するリスク、および従業員の健康に影響を与えるおそれのあるその他のリスクを制限することが含まれますが、これらに限定されません。さらに、職場での勤務時間中および勤務時間外に、または寮において、労働者が清潔な飲料水およびトイレ等の必需品を自由に利用できるようにしなければなりません。

環境

IDEXXは、サプライヤーに対し、廃棄物処理、大気放出、排出、有害物質および有害廃棄物処理に関連するすべての法律を含む環境法規を自社施設に確実に遵守させることを求めます。IDEXXは、サプライヤーが自社の事業による環境影響を低減するために、法的要求事項を上回る対策を積極的に実施することを推奨しています。

倫理的行動

IDEXXは、サプライヤーが最高水準の道徳的で倫理にかなった行動を守ることを期待します。サプライヤーは、現地の法律を尊重しなければなりません。また、公務員との取引であろうと、民間企業との取引であろうと、強要、詐欺または贈賄等を含め、あらゆる形態の非倫理的行為に関与してはなりません。

不正行為の通報

サプライヤーおよびその他のステークホルダー様が、法律またはこの行動規範に反すると誠意をもって信ずる行動または活動を見かけた場合は、IDEXXのエシックスサプライヤーホットライン (idexx.com/ethics-hotline) を通じてIDEXXに通報してください。通報は可能な限り極秘扱いされます（法律が認める場合は匿名での提出も可能です）。